

注記

(1) 重要な会計方針

① 有形固定資産の減価償却の方法

<有形固定資産>

- ・ 国有財産については、定率法によっている。
- ・ 物品については、定額法によっている。

なお、固定資産の種類ごとに財産を抽出し、国有財産の減価償却率を加重平均により求め、当該減価償却率を固定資産種類ごとの総額に乗じて減価償却額を算定している。また、貸借対照表価額については、本会計年度末に価格改定が行われたため、価格改定後の国有財産台帳価格で計上している。

② 出資金の評価基準及び評価方法

<市場価格のないもの>

個別法による原価法

但し、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行っている。

③ 引当金の計上基準及び算定方法

<貸倒引当金>

貸倒引当金としては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

④ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

<消費税等の会計処理方法>

税込方式によっている。

(2) 重要な会計方針の変更

従来、徴収決定時に収入計上していた保険料収入について、本年度より3月分（翌年度徴収決定分）の保険料収入を資産計上するよう会計処理を変更した。

この変更により前年度の財務書類に与える影響は以下の通りである。

貸借対照表において、未収保険料が491,975百万円増加するとともに、資産・負債差額が同額増加している。

また、資産・負債差額増減計算書において、保険料収入が3,014百万円増加している。

(3) 追加情報

① 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 財政法第 44 条の資金の名称、根拠法令及び内容

資金名	根拠法令	内容
事業運営安定資金	厚生保険特別会計法 第 7 条	政府管掌健康保険財政の収支の中期的均衡を確保しつつ、事業の運営の安定化を図るために設置

③ 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・「現金・預金」には、当該年度末における支払元受高たる現金と決算剰余金と財政融資資金預託金との合計額を計上している。
- ・「未収金」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- ・「未収保険料」には、当該年度末における当該年度分、過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・「未収収益」には、財政融資資金預託金に係る未収利息を計上している。
- ・「前払金」には、業務勘定へ繰り入れた福祉事業費のうち、翌年度への繰越額を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収保険料等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、国有財産台帳に記載されている土地の価格を計上している。
- ・「立木竹」には、国有財産台帳に記載されている立木竹の価格を計上している。
- ・「建物」には、国有財産台帳に記載されている建物の価格から、定率法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「工作物」には、国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、定率法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額 50 万円以上の機械器具等の重要物品について、定額法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「出資金」には、独立行政法人年金・保険福祉施設整理機構に対する出資額を計上している。
- ・「前受金」には、保険給付の費用に充てるための国庫負担金の受入超過額を計上している。
- ・「前受収益」には、当該年度末における任意継続被保険者・第四種被保険者に係る前納保険料の額を計上している。
- ・「借入金」には、昭和 48 年度末歳入不足補てん債務借入金及び旧日雇健康勘定に係る歳入不足補てん債務借入金を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「健康保険給付費」には、健康保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「老人保健拠出金」には、老人保健法の規定による医療費拠出金及び事務費拠出金を計上している。
- ・「退職者給付拠出金」には、国民健康保険法の規定による療養給付費拠出金及び事務費拠出金を計上している。